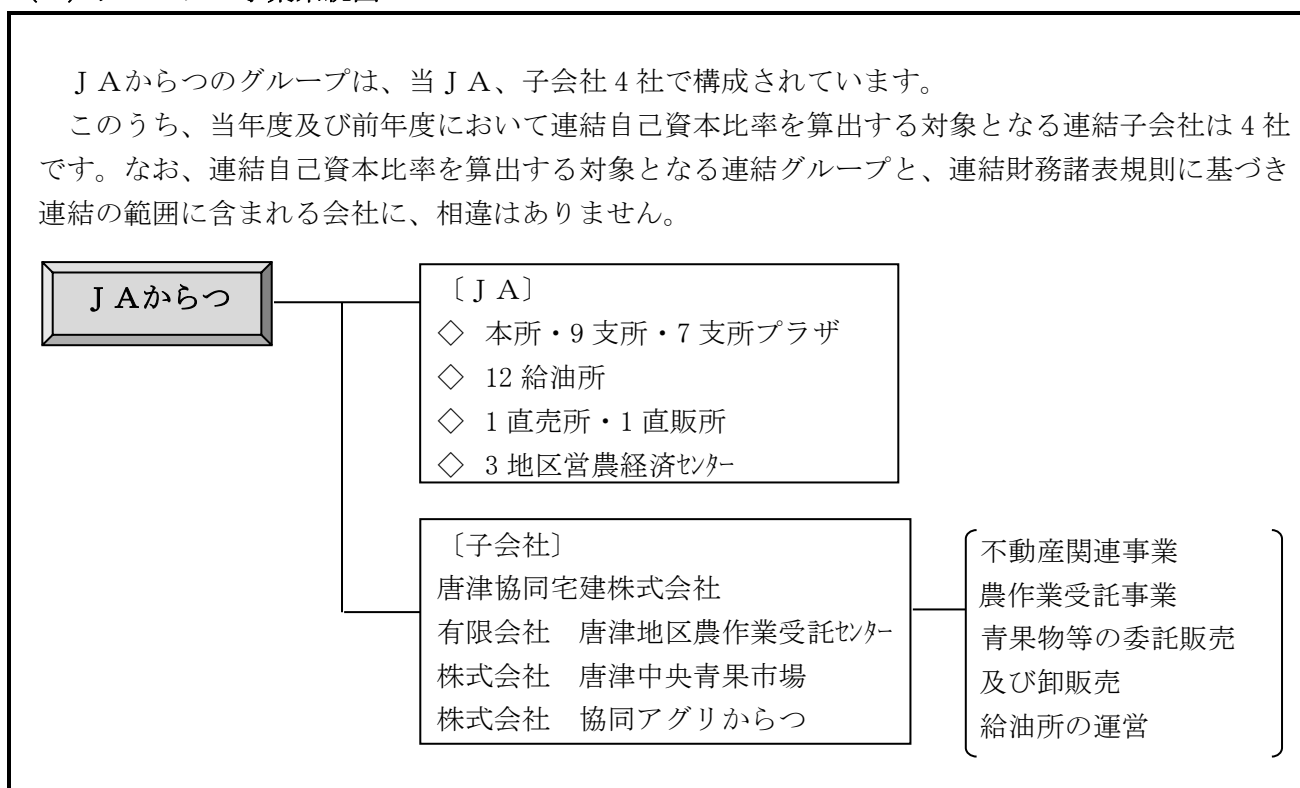


VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名称	唐津協同宅建(株)	(有)唐津地区農作業 受託センター	(株)唐津中央青果市場	(株)協同アグリからつ
主たる営業所又は 事務所の所在地	唐津市熊原町 3109-1	唐津市山本 788-1	唐津市千代田町 2109-39	唐津市原 7-4
事業の内容	不動産業	農作業の請負	青果物等の委託販売 及び卸販売	給油所の運営
設立年月日	昭和 63 年 6 月 22 日	平成 9 年 6 月 11 日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 30 年 9 月 3 日
資本金又は出資金	10,000	8,100	132,240	8,000
当 J A の議決権比率	100.00	98.77	99.98	100.00
当 J A 及び他の子会 社等の議決権比率	100.00	98.77	99.98	100.00

(3) 連結事業概況

◇ 連結事業の概況

令和 3 年度の当 J A の連結決算は、子会社・子法人等を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 12,840 百万円、連結当期剰余金 470 百万円、連結純資産 12,295 百万円、連結総資産 206,916 百万円で、連結自己資本比率は 12.41%となりました。

(4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
連結経常収益 (事業収益)	18,584,078	18,523,130	16,828,825	16,181,035	12,840,027
信用事業収益	1,688,111	1,650,037	1,569,518	1,530,090	1,567,352
共済事業収益	989,826	943,508	857,630	844,424	837,397
農業関連事業収益	13,217,201	13,262,438	11,386,553	10,826,547	7,518,465
生活その他事業収益	2,652,085	2,610,120	2,949,431	2,909,974	2,851,275
営農指導事業収益	36,855	57,027	65,693	70,000	65,538
連結経常利益	548,260	761,580	715,994	840,088	686,130
連結当期剰余金	311,802	416,516	466,392	481,242	470,883
連結純資産額	11,113,721	11,714,781	11,830,425	12,056,268	12,295,481
連結総資産額	190,444,328	192,763,829	196,064,520	205,557,722	206,915,828
連結自己資本比率	12.57	12.27	12.43	12.38	12.41

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2年度 (令和3年3月31日)	3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	182,043,408	183,197,680
(1) 現金及び預金	113,731,337	121,056,737
(2) 買入金銭債権	-	-
(3) 金銭の信託	-	-
(4) 有価証券	23,676,178	16,445,856
(5) 貸出金	44,582,384	45,596,296
(6) その他の信用事業資産	199,518	236,128
(7) 貸倒引当金	△ 146,009	△ 137,338
2. 共済事業資産	801	986
(1) 共済貸付金	-	-
(2) その他の共済事業資産	801	986
(3) 貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	5,678,044	6,312,083
(1) 受取手形及び経済事業未収金	3,699,488	4,578,767
(2) 棚卸資産	1,147,012	1,054,275
(3) その他の経済事業資産	889,439	784,398
(4) 貸倒引当金	△ 57,897	△ 105,357
4. 雑資産	684,614	669,687
5. 固定資産	9,746,310	9,265,765
(1) 有形固定資産	9,678,310	9,207,055
建物	11,320,670	11,200,767
機械装置	4,759,609	4,494,020
土地	5,833,044	5,766,337
リース資産	143,521	99,861
建設仮勘定	33,000	33,000
その他の有形固定資産	1,297,381	1,241,605
減価償却累計額	△ 13,708,917	△ 13,628,536
(2) 無形固定資産	68,000	58,709
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	68,000	58,709
6. 外部出資	7,114,613	7,114,613
(1) 外部出資	7,114,613	7,114,613
(2) 外部出資等損失引当金	-	-
7. 退職給付に係る資産	-	-
8. 繰延税金資産	289,928	355,010
9. 再評価に係る繰延税金資産	-	-
10. 繰延資産	-	-
資産の部合計	205,557,722	206,915,828
(負債の部)		
1. 信用事業負債	185,366,905	186,259,458
(1) 貯金	172,973,610	174,820,455
(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 借入金	10,066,241	9,397,629
(4) その他の信用事業負債	2,327,053	2,041,372
2. 共済事業負債	509,055	489,700
(1) 共済借入金	-	-
(2) 共済資金	253,592	236,573
(3) その他の共済事業負債	255,463	253,127
3. 経済事業負債	2,812,934	3,324,843
(1) 支払手形及び経済事業未払金	2,250,190	2,915,191
(2) その他の経済事業負債	562,743	409,652
4. 設備借入金	1,389,380	1,122,025
5. 雑負債	522,783	665,609
6. 諸引当金	2,096,206	1,962,339
(1) 賞与引当金	115,048	114,907
(2) 退職給付に係る負債	1,468,081	1,376,624
(3) 役員退職慰労引当金	60,082	74,050
(4) 特例業務負担金引当金	424,707	376,599
(5) その他の引当金	28,287	20,158
7. 繰延税金負債	0	0
8. 再評価に係る繰延税金負債	804,189	796,368
負債の部合計	193,501,454	194,620,346
(純資産の部)		
1. 組合員資本	9,544,615	9,991,308
(1) 出資金	4,594,083	4,556,387
(2) 資本剰余金	62,113	62,113
(3) 利益剰余金	5,164,219	5,629,221
(4) 処分未済持分	△ 117,582	△ 98,194
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 158,219	△ 158,219
2. 評価・換算差額等	2,511,533	2,304,053
(1) その他有価証券評価差額金	760,077	546,067
(2) 土地再評価差額金	1,751,455	1,757,985
(3) 退職給付に係る調整累計額	-	-
3. 非支配株主持分	120	120
純資産の部合計	12,056,268	12,295,481
負債及び純資産の部合計	205,557,722	206,915,828

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2年度	3年度
	(自 令和2年4月 1日 至 令和3年3月31日)	(自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日)
1. 事業総利益	4,345,284	4,137,945
(1) 信用事業収益	1,530,090	1,567,352
資金運用収益	1,432,188	1,417,773
(うち預金利息)	(573,588)	(571,015)
(うち有価証券利息)	(194,024)	(182,344)
(うち貸出金利息)	(598,534)	(588,794)
(うちその他受入利息)	(66,041)	(75,618)
役務取引等収益	54,784	58,564
その他事業直接収益	12,238	63,900
その他経常収益	30,879	27,113
(2) 信用事業費用	273,263	333,689
資金調達費用	64,698	51,658
(うち貯金利息)	(48,084)	(35,132)
(うち給付補填備金繰入)	(11,121)	(10,917)
(うち譲渡性貯金利息)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(1,814)	(1,081)
(うちその他支払利息)	(3,678)	(4,526)
役務取引等費用	76,699	79,225
その他事業直接費用	-	21,490
その他経常費用	131,865	181,315
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)
(うち貸出金償却)	(0)	(0)
信用事業総利益	1,256,826	1,233,662
(3) 共済事業収益	844,424	837,397
共済付加収入	784,237	777,409
その他の収益	60,187	59,988
(4) 共済事業費用	45,315	48,529
共済推進費及び共済保全費	22,453	26,397
その他の費用	22,861	22,131
共済事業総利益	799,109	788,868
(5) 購買事業収益	10,826,547	7,518,465
購買品供給高	10,619,067	7,096,917
購買手数料	-	210,312
その他の収益	207,479	211,235
(6) 購買事業費用	9,801,285	6,613,212
購買品供給原価	9,491,186	6,239,948
購買品供給費	184,568	172,235
その他の費用	125,530	201,028
購買事業総利益	1,025,261	905,252
(7) 販売事業収益	2,219,194	2,114,953
販売品販売高	1,203,893	1,118,513
販売手数料	749,964	737,647
その他の収益	265,337	258,792
(8) 販売事業費用	1,276,762	1,236,827
販売品販売原価	934,733	884,545
販売費	182,183	186,949
その他の費用	159,846	165,332
販売事業総利益	942,433	878,125
(9) その他事業収益	760,780	801,860
(10) その他事業費用	439,127	469,823
その他事業総利益	321,652	332,036
2. 事業管理費	3,690,885	3,672,402
(1) 人件費	2,384,990	2,362,020
(2) その他事業管理費	1,305,895	1,310,381
事 業 利 益	654,399	465,542
3. 事業外収益	260,363	274,258
(1) 受取雑利息	1,859	2,530
(2) 受取出資配当金	78,194	79,373
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	180,308	192,354
4. 事業外費用	74,673	53,671
(1) 支払雑利息	6,441	5,456
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	68,232	48,214
経 常 利 益	840,088	686,130
5. 特別利益	227,207	30,629
(1) 固定資産処分益	4,015	29,010
(2) その他の特別利益	223,191	1,619
6. 特別損失	441,838	75,319
(1) 固定資産処分損	35,229	25,001
(2) 減損損失	70,042	44,474
(3) その他の特別損失	336,566	5,842
税金等調整前当期利益	625,457	641,440
法人税、住民税及び事業税	110,088	161,875
法人税等調整額	34,127	8,681
法人税等合計	144,215	170,556
当期利益	481,242	470,883
非支配株主に帰属する当期利益	-	-
当 期 剰 余 金	481,242	470,883

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

科 目	(単位：千円)	
	2年度 (自 令和2年4月 1日 至 令和3年3月31日)	3年度 (自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	632,894	641,440
減価償却費	398,430	404,506
減損損失	70,042	44,474
のれん償却額	-	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 47,639	38,789
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,464	△ 140
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 188,988	△ 125,597
その他引当金等の増減額 (△は減少)	-	-
信用事業資金運用収益	△ 1,432,188	△ 1,417,773
信用事業資金調達費用	64,698	51,658
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 80,054	△ 81,903
支払雑利息	6,441	5,456
有価証券関係損益 (△は益)	△ 12,238	△ 42,409
固定資産売却損益 (△は益)	31,214	△ 4,008
外部出資関係損益 (△は益)	-	-
持分法による投資損益 (△は益)	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	353,883	△ 1,013,912
預金の純増 (△) 減	△ 2,600,000	△ 8,500,000
貯金の純増 (△) 減	9,303,600	1,846,845
信用事業借入金の純増 (△) 減	847,664	△ 668,611
その他信用事業資産の純増 (△) 減	276,493	280
その他信用事業負債の純増 (△) 減	52,396	△ 283,731
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-
共済借入金の純増 (△) 減	-	-
共済資金の純増 (△) 減	△ 75,276	△ 17,019
その他共済事業資産の純増 (△) 減	64	△ 184
その他共済事業負債の純増 (△) 減	6,422	△ 2,336
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 51,024	△ 879,278
経済受託債権の純増 (△) 減	23,380	92,163
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 121,006	20,502
支払手形及び経済事業未払金の純増 (△) 減	△ 114,767	665,001
経済受託債務の純増 (△) 減	△ 49,131	△ 153,091
その他経済事業資産の純増 (△) 減	51,610	85,114
その他経済事業負債の純増 (△) 減	△ 40,097	△ 13,179
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増 (△) 減	10,748	14,926
その他負債の純増減 (△)	△ 51,656	128,529
未払消費税の増減額 (△)	5,094	11,614
信用事業資金運用による収入	1,394,415	1,380,861
信用事業資金調達による支出	△ 69,881	△ 53,586
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業分量配当金の支払額	△ 30,035	△ 54,605
小 計	8,560,043	△ 7,879,205
雑利息及び出資配当金の受取額	80,054	81,903
雑利息の支払額	△ 6,441	△ 5,456
法人税等の支払額	△ 101,286	△ 113,013
事業活動によるキャッシュ・フロー	8,532,370	△ 7,915,771
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 10,340,345	△ 3,546,794
有価証券の売却による収入	4,051,238	10,819,525
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
補助金の受入による収入	45,315	-
固定資産の取得による支出	△ 2,324,420	△ 150,037
固定資産の売却による収入	1,712,742	139,853
外部出資による支出	△ 28,180	-
外部出資の売却等による収入	3,000	-
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,880,649	7,262,547
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	49,800	-
設備借入金の返済による支出	△ 289,725	△ 265,755
出資の増額による収入	169,235	206,143
出資の払戻しによる支出	△ 204,993	△ 243,839
持分の取得による支出	△ 66,974	△ 57,786
持分の譲渡による収入	44,982	77,174
出資配当金の支払額	△ 21,500	△ 25,550
非支配株主への配当金支払額	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 319,175	△ 309,613
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	1,332,545	△ 962,837
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,965,690	5,131,337
7 現金及び現金同等物の期末残高	5,131,337	3,956,737

(8) 連結注記表

(2 年度)

第 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 … (4) 社
 (唐津協同宅建 株式会社)
 (有限会社 唐津地区農作業受託センター)
 (株式会社 唐津中央青果市場)
 (株式会社 協同アグリからつ)

- (2) 非連結子会社・子法人等 … (0) 社
 非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち、持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連法人等 … (0) 社
 (2) 持分法非適用の関連法人等 … (0) 社
 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いている。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- (1) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。

4. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はない。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。
 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	113,731 百万円
定期性預金	△108,600 百万円
現金及び現金同等物	5,131 百万円

第 2. 継続組合の前提に関する注記 (省 略)

第 3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 子会社等と組合の会計方針の違いによる差異の概要

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 ① 唐津農業協同組合：購買品は、売価還元法による原価法、繰越宅地（販売用不動産）は個別法による原価法を採用している。
 ② 唐津協同宅建株：評価基準は原価法、評価方法は個別法を採用している。
 ③ (株)唐津地区農作業受託 C：最終仕入原価法を採用している。
 ④ (株)唐津中央青果市場：最終仕入原価法を採用している。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ① 唐津農業協同組合
 ア 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物

(3 年度)

第 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 … (4) 社
 (唐津協同宅建 株式会社)
 (有限会社 唐津地区農作業受託センター)
 (株式会社 唐津中央青果市場)
 (株式会社 協同アグリからつ)

- (2) 非連結子会社・子法人等 … (0) 社
 非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち、持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連法人等 … (0) 社
 (2) 持分法非適用の関連法人等 … (0) 社
 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いている。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- (1) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。

4. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はない。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。
 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	121,056 百万円
定期性預金	△117,100 百万円
現金及び現金同等物	3,956 百万円

第 2. 継続組合の前提に関する注記 (省 略)

第 3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 子会社等と組合の会計方針の違いによる差異の概要

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 ① 唐津農業協同組合
 ア 購買品
 a 数量管理品（主に肥料、農薬、燃料等）は、総平均法による原価法を採用している。
 b 売価管理品（主に生産資材、農機具部品等）は、売価還元法による原価法を採用している。
 c 個別管理品（農機製品等）は、個別法による原価法を採用している。
 イ 買取品は、売価還元法による原価法を採用している。
 ウ 宅地等（販売用不動産）は、個別法による原価法を採用している。
 エ その他の棚卸資産は、総平均法による原価法を採用している。
 ② 唐津協同宅建株：評価基準は原価法、評価方法は個別法を採用している。
 ③ (株)唐津地区農作業受託 C：最終仕入原価法を採用している。
 ④ (株)唐津中央青果市場：最終仕入原価法を採用している。
 ⑤ (株)協同アグリからつ

- ア 購買品
 a 数量管理品（燃料）は、総平均法による原価法を採用している。
 b 売価管理品（タイヤ、バッテリー等）は、売価還元法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 唐津農業協同組合
 ア 有形固定資産（リース資産を除く）
 a 建物（建物附属設備を除く）

(建物附属設備を除く)は定額法)を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っている。

② 唐津協同宅建㈱

ア 有形固定資産

a 定率法を採用している。但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用している。

③ (㊦)唐津地区農作業受託 C

ア 有形固定資産

a 法人税法の規定による定額法を採用している。但し、機械及び装置は定率法を採用。

④ (㊦)唐津中央青果市場

ア 有形固定資産

a 法人税法の規定による定額法を採用している。但し、機械及び装置は定率法を採用。

(3) 無形固定資産

定額法を採用している。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

(5) 消費税等の会計処理の方法

① 唐津農業協同組合：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

② 唐津協同宅建㈱：消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式を採用している。

③ (㊦)唐津地区農作業受託 C：消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式を採用している。

④ (㊦)唐津中央青果市場：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

⑤ (㊦)協同アグリからつ：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

2. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っている。

(1) 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法による)

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの：移動平均法による原価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品………売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 宅地等(販売用不動産)………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) その他の棚卸資産(加工品)………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

1. 平成 10 年 3 月 31 日以前に取得したもの………旧定率法を採用している。

2. 平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したもの………旧定額法を採用している。

3. 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したもの………定額法を採用している。

b 建物以外

1. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの………旧定率法を採用している。

2. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得したもの………250%定率法を採用している。

3. 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得したもの………200%定率法を採用している。

4. 平成 23 年 4 月 1 日以後に取得した組合員共同利用施設の機械………定額法を採用している。

5. 平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したもの(建物附属設備及び構築物)………定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

・建物 7 年～50 年 ・機械装置 5 年～17 年

② 唐津協同宅建㈱

ア 有形固定資産(リース資産を除く)

a 定率法を採用している。但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用している。

③ (㊦)唐津地区農作業受託 C

ア 有形固定資産(リース資産を除く)

a 法人税法の規定による定額法を採用している。但し、機械及び装置は定率法を採用。

④ (㊦)唐津中央青果市場

ア 有形固定資産(リース資産を除く)

a 法人税法の規定による定額法を採用している。但し、機械及び装置は定率法を採用。

⑤ (㊦)協同アグリからつ

ア 有形固定資産(リース資産を除く)

a 法人税法の規定による定額法を採用している。但し、機械及び装置は定率法を採用。

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

(5) 消費税等の会計処理の方法

① 唐津農業協同組合：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

② 唐津協同宅建㈱：消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式を採用している。

③ (㊦)唐津地区農作業受託 C：消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式を採用している。

④ (㊦)唐津中央青果市場：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

⑤ (㊦)協同アグリからつ：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

2. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っている。

(1) 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法による)

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

① 数量管理品(主に肥料、農薬、燃料等)………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② 売価管理品(主に生産資材、農機具部品等)………売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③ 個別管理品(農機製品等)………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 買取品………売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 宅地等(販売用不動産)………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 建物（附属設備を除く）

- ア 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用している。
イ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法を採用している。
ウ 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用している。

② 建物以外

- ア 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用している。
イ 平成19年4月1日以後に取得したもの
250%定率法を採用している。
ウ 平成24年4月1日以後に取得したもの
200%定率法を採用している。
エ 平成23年4月1日以後に取得した組合員共同利用施設の機械
定額法を採用している。
オ 平成28年4月1日以後に取得したもの（建物附属設備及び構築物）
定額法を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

- ③ 上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額に基づき計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

《原則法を採用する場合》

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員

- (4) その他の棚卸資産 …… 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 建物（附属設備を除く）

- ア 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用している。
イ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法を採用している。
ウ 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用している。

② 建物以外

- ア 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用している。
イ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの
250%定率法を採用している。
ウ 平成24年4月1日以後に取得したもの
200%定率法を採用している。
エ 平成23年4月1日以後に取得した組合員共同利用施設の機械
定額法を採用している。
オ 平成28年4月1日以後に取得したもの（建物附属設備及び構築物）
定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年
機械装置 5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

- ③ 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、5年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、1次査定を各支所及び各事業所等、2次査定を債権管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査している。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異

の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(5) 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 2 年度における負担額を基礎に必要額を計上している。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(5) 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 3 年度における負担額を基礎に必要額を計上している。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

7. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品・肥料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

⑤ 利用事業

共乾施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識している。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

9. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

10. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。
ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。
- (2) 米の共同計算
当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。
そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。
年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。
- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。直販事業収益のうち、当組合が代理人として委託品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、委託品手数料として表示している。

第4. 表示方法の変更にに関する注記

1. 適用初年度における会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を適用し、当事業年度より「繰延税金資産」、「固定資産の減損」「貸倒引当金」に関する見積りに関する情報を後掲の「第3. 会計上の見積りに関する注記」に記載している。

第4. 会計方針の変更にに関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりである。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。この結果、従前の会計処理と比較して当事業年度の購買品供給高は 4,669,426 千円減少、購買品供給原価は 4,459,114 千円減少、購買手数料は 210,312 千円増加しているが、事業利益、経常利益及び税引前当期利益には影響はない。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していない。この変更による影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類への影響はない。

第5. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 279,308 千円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額 572,365 千円)
- (2) その他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

②主要な仮定

当組合では、課税所得の見積りを主要な仮定と認識している。課税所得の見積りは、各部署が前事業年度の状況を踏まえて社会情勢等の影響を織り込んだ第五次総合3ヵ年計画及び令和3年度事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 70,042 千円
- (2) その他の情報

①算出方法

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

②主要な仮定

当組合では、主要な仮定を将来キャッシュ・フローの見積りと認識している。将来キャッシュ・フローの見積りは、当年度実績を基礎とし、当該傾向が翌事業年度以降も継続すると仮定して算定している。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合には、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 203,539 千円
- (2) その他の情報

①算出方法及び主要な仮定

将来発生することが見込まれる債権の貸倒額の見積り方法は「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」のとおりである。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断している。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性がある。

(追加情報)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

(1) 概要

会計基準では、会計上の見積りを行うにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象においても、一定の仮定を置き最善の見積りを行うことが求められている。一定の仮定を置くにあたっては、

第5. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 343,019 千円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産 559,327 千円)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

②主要な仮定

当組合では、課税所得の見積りを主要な仮定と認識している。課税所得の見積りは、各部署が前事業年度の状況を踏まえて社会情勢等の影響を織り込んだ第5次総合3ヵ年計画及び令和4年度事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 44,474 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

なお、当事業年度において、唐津中央支所については、主要な資産の市場価額の著しい下落により減損の兆候があると判断したが、減損の認識の判定において、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。

②主要な仮定

当組合では、主要な仮定を将来キャッシュ・フローの見積りと認識している。将来キャッシュ・フローの見積りは、当年度実績を基礎とし、当該傾向が翌事業年度以降も継続すると仮定して算定している。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合には、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 242,294 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法及び主要な仮定

将来発生することが見込まれる債権の貸倒額の見積り方法は「第3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」のとおりである。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断している。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性がある。

外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましいとされている一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例に乏しく、今後の広がり方や収束時期等に統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できない状況にある。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、企業自ら一定の仮定を置くこととされている。

(2) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定

- ・新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、想定域を超えるものであるが、現状に鑑み一定程度、世界的な感染状況は続き、世界経済及び国内経済に影響を及ぼすものと考えている。なお、当組合の事業活動の範囲は、国内が中心であることから、国内の状況が主たる影響要素となるが、翌事業年度中は、当組合の財政状態及び経営成績に何らかの影響があるものと考えている。
- ・現状において、当組合では、各部門において事業への影響について情報収集を行っているが、事業活動へのマイナス要素又はプラス要素が混在している状況である。会計上の見積りにおいて、これらの要素はいずれもないものと仮定し、過去の経営成績を参考に通常予測可能な事項を盛り込んだ形で算定している。

第6. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等受入にともなう圧縮記帳額は、3,729,927千円（JAからつ合併後：平成18年4月1日以降）である。なお、土地収用法を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は176,577千円である。

(1) 建物	1,317,071千円
(2) 構築物	103,821千円
(3) 機械装置	2,187,904千円
(4) リース資産	5,385千円
(5) その他の有形固定資産	115,746千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

- (1) オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料は以下のとおりである。

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	7,380千円	1,112千円	8,492千円

3. 担保に供されている資産

以下の資産は、信用事業取引の担保に供している。

- (1) 定期預金 3,000,000千円
(為替決済取引の担保として3,000,000千円)

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,495千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はなし

5. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

(単位:千円)

区分	金額
破綻先債権額	-
延滞債権額	679,679
3か月以上延滞債権額	-
貸出条件緩和債権額	10,651
合計額	690,331

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。

第6. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等受入にともなう圧縮記帳額は、3,729,927千円（JAからつ合併後：平成18年4月1日以降）である。なお、土地収用法を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は176,577千円である。

(1) 建物	1,317,071千円
(2) 構築物	103,821千円
(3) 機械装置	2,187,904千円
(4) リース資産	5,385千円
(5) その他の有形固定資産	115,745千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

- (1) オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料は以下のとおりである。

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	1,112千円	-	1,112千円

3. 担保に供されている資産

以下の資産は、信用事業取引の担保に供している。

- (1) 定期預金 3,000,000千円
(為替決済取引の担保として3,000,000千円)

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 640千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位:千円)

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	143,516
危険債権額	488,428
三月以上延滞債権額	-
貸出条件緩和債権額	9,793
合計額	641,738

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

- る。
- (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
- (3) 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日・・・平成11年3月31日

(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・761,337千円

(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第7. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失の計上について

- (1) グルーピング方法と共用資産の概要
- ① グルーピングについては、原則として支所単位とする。
- ただし、以下のものについては、独立した資産又は資産グループとしてグルーピングしている。
- ア Aコープ事業は、株式会社Aコープ九州との賃貸借契約を締結しているため、賃貸グループとしている。
- イ 各給油所、資材センター、農機センター、畜場、直売所、畜産部事務所、キャトルステーション及び各地区営農センターを一般資産グループとしている。
- ウ 組織再編された支所等を遊休資産として、個別資産ごとにグルーピングを行っている。
- ② 次のものについては、組合全体の共用資産としている。
- （本所、Aコープ支所、唐津地区・松浦東部地区・佐賀松浦地区・上場地区の指導・利用・保管などの農業関連施設・畜産施設）
- (2) 減損損失を認識した資産または資産グループの用途、種類、場所等の概要
- 当事業年度に減損を計上した資産グループは以下の通りである。

場所	用途	主な資産の種類	その他
畜産部事務所	営業用店舗	建物	事業用固定資産
唐津中央資材センター	営業用店舗	建物、土地等	事業用固定資産
唐津市浜玉町	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市呼子町	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市鎮西町	遊休	建物	業務外固定資産
玄海町値賀	遊休	建物、土地等	業務外固定資産

- （破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日・・・平成11年3月31日

(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・824,747千円

(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第7. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失の計上について

- (1) グルーピング方法と共用資産の概要
- ① グルーピングについては、原則として支所単位とする。
- ただし、以下のものについては、独立した資産又は資産グループとしてグルーピングしている。
- ア Aコープ事業は、（株）Aコープ九州との賃貸借契約を締結しているため、賃貸グループとしている。なお、Aコープ有浦は、当事業年度において営業を終了し、将来の利用が見込まれないため、遊休資産グループとしている。
- イ 各給油所は、令和4年2月1日より（株）協同アグリからつとの賃貸借契約を締結しているため、賃貸グループとしている。
- ウ 資材センター、農機センター、畜場、直売所、畜産部事務所、キャトルステーション及び各地区営農センターを一般資産グループとしている。
- エ 組織再編された支所等を遊休資産として、個別資産ごとにグルーピングを行っている。
- ② 次のものについては、組合全体の共用資産としている。
- （本所、年金相続相談センター、唐津地区・松浦東部地区・佐賀松浦地区・上場地区の指導・利用・保管などの農業関連施設、畜産施設）
- (2) 減損損失を認識した資産または資産グループの用途、種類、場所等の概要
- 当事業年度に減損を計上した資産グループは以下の通りである。

場所	用途	主な資産の種類	その他
唐津市和多田	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市北波多	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市佐志	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市相賀	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市浜玉町東山田	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市浜玉町平原	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市相知町相知	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市蔵木町蔵木	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市肥前町切木	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市肥前町納所	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市呼子町呼子	遊休	土地	業務外固定資産
唐津市鎮西町打上	遊休	土地	業務外固定資産
玄海町諸浦	遊休	建物・土地等	業務外固定資産
玄海町値賀	遊休	土地	業務外固定資産

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

① 事業用固定資産

固定資産を使用した事業の収益性低下により、事業を継続したとしても最終的な固定資産の帳簿価額を上回る利益（固定資産処分を含む）を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額とする。

② 業務外固定資産

遊休資産については、正味売却価額と帳簿価額との差額を減損損失額とする。

(4) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の内訳

建物	66,785 千円
構築物	26 千円
土地	3,032 千円
その他の有形固定資産	197 千円
減損損失額	70,042 千円

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定している。

第8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っている。また、農業用施設等建設のため、設備借入金により、資金調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

当事業年度末における貸出金のうち、32.6%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性がある。また、有価証券は主に債券であり、その他有価証券として保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされている。借入金は一部が変動金利であり、金利の変動リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスクマネジメント委員会（ALM委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスクマネジメント委員会（ALM委員会）で決定された方針などに基づき、運用を行っている。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

① 事業用固定資産

固定資産を使用した事業の収益性低下により、事業を継続したとしても最終的な固定資産の帳簿価額を上回る利益（固定資産処分を含む）を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額とする。

② 業務外固定資産

遊休資産については、正味売却価額と帳簿価額との差額を減損損失額とする。

(4) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の内訳

建物	5,570 千円
構築物	47 千円
土地	38,857 千円
減損損失額	44,474 千円

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定している。

第8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、受益証券による運用を行っている。また、農業用施設等建設のため、設備借入金により、資金調達している。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

当事業年度末における貸出金のうち、30.6%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性がある。また、有価証券は主に債券、受益証券であり、その他有価証券として保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされている。借入金は一部が変動金利であり、金利の変動リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスクマネジメント委員会（ALM委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスクマネジメント委員会（ALM委員会）で決定された方針などに基づき、運用を行っている。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が950,527千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載している。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	112,323,359	112,515,761	192,402
有価証券			
その他の有価証券	23,676,178	23,676,178	-
貸出金	44,649,384		
貸倒引当金(*1)	△ 146,009		
貸倒引当金控除後	44,503,375	46,015,574	1,512,199
経済事業未収金	3,752,138		
貸倒引当金(*2)	△ 57,530		
貸倒引当金控除後	3,694,608	3,694,608	-
資産計	184,197,521	185,902,122	1,704,601
貯金	173,396,884	173,489,621	92,737
借入金(*3)	11,452,221	11,469,084	16,862
経済事業未払金	2,217,515	2,217,515	-
負債計	187,066,621	187,176,221	109,599

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*3) 借入金には、設備借入金1,385,980千円を含めている。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっている。また、受益証券については、公表されている基準価格によっている。

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が519,245千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	120,068,815	120,069,754	938
有価証券			
その他の有価証券	16,445,856	16,445,856	-
貸出金	45,605,046		
貸倒引当金(*1)	△ 137,338		
貸倒引当金控除後	45,467,708	46,818,283	1,350,575
資産計	181,982,380	183,333,895	1,351,514
貯金	175,203,490	175,248,377	44,886
借入金(*2)	10,517,854	10,523,184	5,329
負債計	185,721,345	185,771,561	50,215

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*2) 借入金には、設備借入金1,120,225千円を含めている。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっている。また、受益証券については、公表されている基準価格によっている。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっている。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位:千円)	
	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	7,207,570
合 計	7,207,570

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていない。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	111,323,359					1,000,000
有価証券						
その他の有価証券のうち満期があるもの		200,000		600,000		21,586,667
貸出金(*1,2,3)	6,845,459	6,658,856	4,981,844	2,512,698	2,022,214	21,515,881
経済事業未収金(*4)	3,630,084	157				
合 計	121,798,903	6,859,013	4,981,844	3,112,698	2,022,214	44,102,549

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 1,418,627 千円については「1年以内」に含めて開示している。

(*2) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等 98,920 千円は償還の予定が見込まれないた

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位:千円)	
	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	7,207,570
合 計	7,207,570

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	120,068,815					
有価証券						
その他の有価証券のうち満期があるもの	200,000		600,000		1,000,000	13,880,000
貸出金(*1,2,3)	6,535,286	6,960,675	5,002,869	2,220,730	1,596,944	23,205,514
経済事業未収金(*4)	4,147,591					
合 計	130,951,690	6,960,675	5,602,869	2,220,730	2,596,944	37,085,515

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 1,335,975 千円については「1年以内」に含めて開示している。

(*2) 貸出金のうち、3 月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等 83,028 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実

- め、含めていない。
- (※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 13,509 千円は償還日が特定できないため、含めていない。
- (※4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 121,897 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	157,714,564	6,414,259	6,111,516	1,497,841	1,628,170	30,533
借入金(*2)	612,743	4,217,005	4,165,450	1,939,592	210,229	307,200
合 計	158,327,308	10,631,265	10,276,966	3,437,433	1,838,399	337,733

- (※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示している。
- (※2) 借入金には、設備借入金 1,385,980 千円を含めている。

第 9. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価・評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりである。

- (1) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えるもの	債券			
	国債	7,900,630	7,304,723	595,906
	地方債	3,473,468	3,187,644	285,823
	政府保証債	1,742,600	1,499,768	242,831
	社債	1,932,890	1,900,000	32,890
	受益証券	1,012,730	1,000,000	12,730
	小計	16,062,318	14,892,137	1,170,181
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	債券			
	国債	5,142,760	5,234,210	△ 91,450
	社債	1,976,540	2,000,000	△ 23,460
	受益証券	494,560	500,000	△ 5,440
	小計	7,613,860	7,734,210	△ 120,350
合 計		23,676,178	22,626,347	1,049,831

(※) なお、評価差額から繰延税金負債 289,753 千円を差し引いた額 766,077 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれている。

2. 当事業年度中に売却した有価証券

- (1) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりである。

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	900,000	12,238	—
合 計	900,000	12,238	—

3. 当事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はない。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第 10. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため J A 全国共済会との契約による退職金共済制度を採用している。

行案件 5,870 千円は償還日が特定できないため、含めていない。

- (※4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 168,740 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	156,775,687	9,879,333	4,896,256	1,637,127	1,981,401	33,684
借入金(*2)	3,895,983	4,164,671	1,938,813	209,450	126,061	182,874
合 計	160,671,671	14,044,005	6,835,069	1,846,577	2,107,462	216,558

- (※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示している。
- (※2) 借入金には、設備借入金 1,120,225 千円を含めている。

第 9. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価・評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりである。

- (1) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えるもの	債券			
	国債	5,544,730	5,110,914	433,815
	地方債	3,412,436	3,180,916	231,519
	政府保証債	1,711,050	1,499,768	211,281
	社債	810,170	800,000	10,170
	小計	11,478,386	10,591,619	886,767
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	債券			
	社債	3,514,180	3,600,000	△ 85,820
	受益証券	1,453,290	1,500,000	△ 46,710
	小計	4,967,470	5,100,000	△ 132,530
合 計		16,445,856	15,691,619	754,237

(※) 評価差額に繰延税金資産 5,188 千円を加え、繰延税金負債 213,358 千円を差し引いた額 546,067 千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されている。

2. 当事業年度中に売却した有価証券

- (1) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりである。

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	8,420,033	63,900	21,490
合 計	8,420,033	63,900	21,490

3. 当事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はない。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第 10. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため J A 全国共済会との契約による退職金共済制度を採用している。

なお、当組合は令和 4 年 4 月 1 日をもって、退職金制度について給与比例制からポイント制へ移行している。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
期首における退職給付債務	2,725,796
勤務費用	130,040
利息費用	22,439
数理計算上の差異の発生額	12,337
退職給付の支払額	△ 271,445
期末における退職給付債務	2,619,169

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
期首における年金資産	1,345,211
期待運用収益	9,741
数理計算上の差異の発生額	△ 69
特定退職共済制度への拠出金	122,158
退職給付の支払額	△ 121,952
期末における年金資産	1,355,089

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
退職給付債務	2,619,169
特定退職共済制度	△ 1,355,089
未積立退職給付債務	1,264,079
未認識数理計算上の差異	172,493
貸借対照表計上額純額	1,436,573
退職給付引当金	1,436,573

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
勤務費用	130,040
利息費用	22,439
期待運用収益	△ 9,741
数理計算上の差異の費用処理額	△ 28,456
小 計	114,282
出向先より受け入れた退職給付費用	△ 3,127
合 計	111,154

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおり。

項 目	数 値 等
債 券	63%
年金保険投資	26%
現金及び預金	6%
その他	5%
合 計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
期首における退職給付債務	2,619,169
勤務費用	126,473
利息費用	21,561
数理計算上の差異の発生額	16,798
退職給付の支払額	△ 168,507
期末における退職給付債務	2,726,148

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
期首における年金資産	1,355,089
期待運用収益	9,097
数理計算上の差異の発生額	△ 65
特定退職共済制度への拠出金	115,601
退職給付の支払額	△ 76,332
期末における年金資産	1,403,390

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
退職給付債務	2,726,148
特定退職共済制度	△ 1,403,390
未積立退職給付債務	1,322,757
未認識過去勤務費用	△ 110,652
未認識数理計算上の差異	127,304
貸借対照表計上額純額	1,339,409
退職給付引当金	1,339,409

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
勤務費用	126,473
利息費用	21,561
期待運用収益	△ 9,097
数理計算上の差異の費用処理額	△ 28,326
小 計	110,611
出向先より受け入れた退職給付費用	△ 2,960
合 計	107,650

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおり。

項 目	数 値 等
債 券	64%
年金保険投資	27%
現金及び預金	4%
その他	5%
合 計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	数 値 等
割引率	0.82%
長期期待運用収益率	0.72%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	10年

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 38,413 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出している。

なお、令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、424,707 千円となっている。

第 11. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

項 目	金 額
繰延税金資産	
貸倒引当金	15,604
賞与引当金等	43,416
退職給付引当金	396,494
役員退職慰労引当金	15,159
特例業務負担金引当金	117,219
減価償却超過額	194,378
無形固定資産償却超過額	21,539
減損損失	102,799
販売原価	19,249
譲渡損益調整勘定	10,922
その他	50,200
繰延税金資産小計	986,986
評価性引当額	△ 414,620
繰延税金資産合計 (A)	572,365
繰延税金負債	
資産除去債務	△ 3,240
その他有価証券評価差額金	△ 289,753
その他	△ 63
繰延税金負債合計 (B)	△ 293,057
繰延税金資産の純額(A)+(B)	279,308

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位:%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.3
事業分益配当等永久に益金に算入されない項目	△ 2.1
住民税等均等割	0.4
評価性引当額の増減	△ 5.2
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.3

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	数 値 等
割引率	0.82%
長期期待運用収益率	0.72%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	10年

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 37,624 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出している。

なお、令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、376,599 千円となっている。

第 11. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

項 目	金 額
繰延税金資産	
貸倒引当金	25,361
賞与引当金等	46,332
退職給付引当金	369,676
役員退職慰労引当金	18,377
特例業務負担金引当金	103,941
減価償却超過額	182,576
無形固定資産償却超過額	23,342
減損損失	105,571
販売原価	19,249
譲渡損益調整勘定	10,922
その他	61,690
繰延税金資産小計	967,042
評価性引当額	△ 407,715
繰延税金資産合計 (A)	559,327
繰延税金負債	
資産除去債務	△ 2,886
その他有価証券評価差額金	△ 213,358
その他	△ 63
繰延税金負債合計 (B)	△ 216,308
繰延税金資産の純増(A)+(B)	343,019

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位:%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.2
事業分益配当等永久に益金に算入されない項目	△ 2.2
住民税等均等割	0.4
評価性引当額の増減	△ 1.0
土地再評価差額金の取崩	△ 1.1
その他	△ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2

第 12. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、唐津市その他の地域において保有する A コープ店舗を賃貸の用に供している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	当事業年度末の時価
1, 226, 342	1, 249, 594

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注 2) 当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

第 13. その他の注記

1. 当座貸越契約等に係る融資未実行残高について

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は 2, 495, 220 千円である。

2. 未適用の会計基準等について

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であり、収益は、次の 5 つのステップを適用し認識される。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

第 16 事業年度の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類等の作成時において評価中である。

第 12. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、唐津市その他の地域において保有する A コープ店舗を賃貸の用に供している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	当事業年度末の時価
1, 495, 375	1, 511, 930

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注 2) 当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

第 13. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第 3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (7) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第 14. その他の注記

1. 当座貸越契約等に係る融資未実行残高について

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は 2, 271, 652 千円である。

(9) 連結剰余金計算書

(単位: 千円)

科 目	2年度	3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	62, 113	62, 113
2 資本剰余金増加高	0	0
3 資本剰余金減少高	0	0
4 資本剰余金期末残高	62, 113	62, 113
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	△62, 113	△62, 113
2 利益剰余金増加高	550, 792	470, 883
当期剰余金	550, 792	470, 883
3 利益剰余金減少高	0	0
配当金	0	0
4 利益剰余金期末残高	488, 679	408, 770

(注) 損失金の場合はマイナス(△)表示とする。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位: 千円)

区 分	2年度	3年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	143, 516	143, 516
危険債権額	679, 679	488, 428	△ 191, 251
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	10, 651	9, 793	△ 858
小 計	690, 331	641, 738	△ 48, 593
正常債権額	43, 995, 680	49, 263, 828	5, 268, 148
合 計	44, 686, 011	49, 905, 567	5, 219, 556

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結ベースの事業別経常収益等

(単位:千円)

区 分	項 目	2年度	3年度
信 用 事 業	事業収益	1,530,090	1,567,352
	経常利益	489,298	414,711
	資産の額	182,043,408	183,197,680
共 済 事 業	事業収益	844,424	837,397
	経常利益	191,801	244,906
	資産の額	801	986
農 業 関 連 事 業	事業収益	10,826,547	7,518,465
	経常利益	△ 404,254	△ 515,085
	資産の額	5,678,044	6,312,083
そ の 他 事 業	事業収益	3,914,711	3,801,358
	経常利益	902,132	881,019
	資産の額	17,835,469	17,405,079
計	事業収益	17,115,772	13,724,572
	経常利益	1,178,977	1,025,551
	資産の額	205,557,722	206,915,828

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和4年3月末における連結自己資本比率は、12.41%となりました。連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	唐津農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	4,398百万円 (前年度4,436百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 千円、%)

項 目	2年度		3年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
<コア資本に係る基礎項目>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	9,651,298		10,069,372	
うち、出資金及び資本準備金の額	4,656,196		4,618,500	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	5,164,219		5,629,221	
うち、外部流出予定額(△)	51,535		80,155	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 117,582		△ 98,194	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	120		120	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,336		17,341	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,336		17,341	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	345,012		229,891	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,006,766		10,316,724	
<コア資本に係る調整項目>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	63,928		56,097	
うち、のれんに係るものの額	63,928		56,097	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-		-	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	188,332		146,545	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	252,260		202,642	
<自己資本>				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,754,506		10,114,082	
<リスク・アセット等>				
信用リスク・アセットの額の合計額	70,717,382		73,714,545	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,555,644		2,554,354	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	2,555,644		2,554,354	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,049,202		7,772,658	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	78,766,584		81,487,203	
<自己資本比率>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.38%		12.41%	

(注)1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスクアセット		2年度			3年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,382,621		-	961,367		-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		14,051,116		-	6,616,914		-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		6,874,442	-	-	6,118,229		-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け		1,504,517	-	-	1,504,537	-	-
地方三公社向け		-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		112,326,659	22,465,332	898,613	120,070,160	24,014,032	960,561
法人等向け		5,357,743	3,534,310	141,372	6,273,898	4,044,191	161,768
中小企業等向け及び個人向け		9,017,478	6,275,388	251,016	8,353,817	5,831,557	233,262
抵当権付住宅ローン		3,033,965	1,039,033	41,561	3,154,153	1,083,965	43,359
不動産取得等事業向け		1,008,743	948,939	37,958	1,434,471	1,385,101	55,404
三月以上延滞等		366,705	374,820	14,993	434,228	329,538	13,182
取立未済手形		14,596	2,919	117	10,584	2,117	85
信用保証協会等保証付		23,573,871	2,334,432	93,377	24,331,459	2,410,889	96,436
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
共済約款貸付		-	-	-	-	-	-
出資等		1,585,838	1,585,838	63,434	1,627,763	1,627,763	65,111
（うち出資等のエクスポージャー）		1,585,838	1,585,838	63,434	1,627,763	1,627,763	65,111
（うち重要な出資のエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
上記以外		21,577,845	29,678,004	1,187,120	22,104,459	30,149,762	1,205,990
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		5,433,400	13,583,500	543,340	5,433,400	13,583,500	543,340
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）		16,144,445	16,094,504	643,780	16,671,059	16,566,262	662,650
証券化		-	-	-	-	-	-
（うちS T C 要件適用分）		-	-	-	-	-	-
（うち非S T C 適用分）		-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1,500,000	-	-	1,500,000	-	-
（うちルックスルー方式）		1,500,000	-	-	1,500,000	-	-
（うちマンドート方式）		-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）		-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）		-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）		-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	2,555,645	102,226	-	2,554,354	102,174
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		203,176,139	70,794,660	2,831,786	204,496,038	73,433,270	2,937,331
C V A リスク相当額÷8%		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）		203,176,139	70,794,660	2,831,786	204,496,038	73,433,270	2,937,331
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		8,049,203	321,968		7,772,659	310,906	
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		78,843,863	3,153,755		81,205,929	3,248,237	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、その他の資産（固定資産等）が含まれています。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 59）をご参照ください。

(注) 単体の「自己資本の充実の状況」の項目に記載。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 62）をご参照ください。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 56）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 63）をご参照ください。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	2 年度	3 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1, 500, 000	1, 500, 000
マンドレート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた手法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 65）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		2 年度	3 年度	2 年度	3 年度
1	上方平行シフト	2, 855	1, 524	157	120
2	下方平行シフト	-824	-598	2	0
3	スティープ化	2, 722	1, 460		
4	フラット化	-1, 369	-1, 149		
5	短期金利上昇	-320	-300		
6	短期金利低下	-395	-388		
7	最大値	2, 855	2, 855	157	120
		2 年度		3 年度	
8	自己資本の額	9, 394		9, 739	